

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成30年6月14日(木)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第55号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 2 議案第53号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について（高齢）

（休憩：一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会）

- 3 所管事務調査 平成30年度国保料率について（国保）
- 4 所管事務調査 病院事業報告について（病院）
- 5 陳情・要望について
- 6 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の目的

基準省令の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整合を図るため、本市条例の一部を改正するもの。

※基準省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 H30.4.1 施行

2 改正の内容

児童福祉法第 34 条の 8 の 2 の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関して、事業に従事するもの及びその員数は基準省令に従い条例を定めることとされている。このたび、基準省令の事業に従事するもの（第 10 条第 3 項）が改正されたため、以下 (1) (2) のとおり条例を改正する。

◎従前の規定内容（第 10 条第 3 項）

支援員は、次のいずれかに該当する者で県の研修を修了した者とする

- ・ 保育士、社会福祉士、幼稚園・学校等の教諭となる資格を有する者
- ・ 大学等において社会福祉学、心理学等の学科を修了した者
- ・ 高等学校等を卒業後、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- ・ 高等学校等を卒業して 2 年以上児童健全育成事業の類似事業に従事した者で、市長が認める者

(1) 教諭となる資格を有する者について表記を見直し（第 4 号の改正）

教員免許法上の教員免許を有する者（効力は問わない）を対象とするもの。（免許更新をしていない者や臨時免許状などの期限がある免許も有効。従前と解釈に変更なし。）

（改正前）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

（改正後）教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(2) 中学校卒業者に対し支援員となれる規定を追加（第 10 号の追加）

中学校卒業者であっても、児童クラブ補助員として 5 年以上の実務経験がある場合で、市長が適当と認めた者は、支援員となれることができるようにするもの。

（追加）5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

3 施行日

公布の日から

平成30年度山陽小野田市国民健康保険料率 説明資料

平成30年6月14日
民生福祉常任委員会
国保年金課

13市国民健康保険診療報酬一人当たり費用額

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		H29とH28との比較	
		一人当たり 費用額(円)	順位	一人当たり 費用額(円)	順位	一人当たり 費用額(円)	順位	一人当たり 費用額の伸び(円)	対前年比率 (%)
1	下関市	449,691	4	446,372	5	458,130	5	11,758	102.63
2	宇部市	450,428	3	465,446	3	481,041	2	15,595	103.35
3	山口市	434,613	7	432,232	6	447,104	6	14,872	103.44
4	防府市	407,587	10	419,551	9	446,713	7	27,162	106.47
5	下松市	388,610	13	374,947	13	395,050	13	20,103	105.36
6	岩国市	423,053	8	426,865	7	434,207	9	7,342	101.72
7	山陽小野田市	439,000	6	448,092	4	462,475	3	14,383	103.21
8	光市	406,547	11	423,840	8	420,748	10	▲ 3,092	99.27
9	柳井市	439,652	5	413,952	11	415,118	11	1,166	100.28
10	美祢市	494,270	1	529,866	1	524,662	1	▲ 5,204	99.02
11	周南市	403,432	12	407,201	12	410,650	12	3,449	100.85
12	萩市	420,129	9	417,176	10	442,313	8	25,137	106.03
13	長門市	451,939	2	473,091	2	461,037	4	▲ 12,054	97.45
	市平均	431,057		434,839		446,444		11,605	102.67

※平成27年度・平成28年度は年報数値。平成29年度は山口県国民健康保険団体連合会提供の医療費統計数値。

※一般被保険者及び退職被保険者分を集計。

※一人当たり費用額は、療養諸費(医科・歯科・調剤・食事生活療養費・訪問看護療養費・療養費・移送費)を被保険者数で除したものの。

■平成30年度保険料率

 昨年度より増額
 昨年度より減額

	医療分			後期支援分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
	総所得-33万×所得割率	被保険者数×均等割額	1世帯当たり	総所得-33万×所得割率	被保険者数×均等割額	1世帯当たり	総所得-33万×所得割率	被保険者数×均等割額	1世帯当たり
平成26年度	9.9	25,800	24,900	3.2	8,400	7,800	3.5	9,000	6,300
平成27年度	9.9	25,800	24,900	3.2	8,400	7,800	3.5	9,000	6,300
平成28年度	9.7	25,500	23,700	3.2	8,400	7,800	3.4	9,000	6,000
平成29年度	9.5	24,900	23,100	3.0	7,800	7,200	3.0	8,400	5,400
平成30年度	8.5	24,000	21,900	2.5	6,900	6,300	2.0	6,300	4,200

説明	山陽小野田市国民健康保険の医療費に充てられる保険料	後期高齢者医療保険制度を維持するために充てられる保険料	介護保険制度を維持するために充てられる保険料
保険料の支払先	本人負担分を除く保険者負担分を国保連合会を通じて医療機関に支払う	後期高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金へ支払う	介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ支払う

平成30年度 保険料試算

■Aパターン(70歳夫婦2人 夫年金収入80万円 妻年金収入80万円)

7割軽減

年度	家族所得	医療分			後期支援分			介護分			合計	増減率
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		
29	所得無し	21,870			6,840			0			28,710	
		0	14,940	6,930	0	4,680	2,160	0	0	0		
		0	24,900*2*0.3	23,100*0.3	0	7,800*2*0.3	7,200*0.3					
30	所得無し	20,970			6,030			0			27,000	
		0	14,400	6,570	0	4,140	1,890	0	0	0		
		0	24,000*2*0.3	21,900*0.3	0	6,900*2*0.3	6,300*0.3					
差額		0	▲ 540	▲ 360	0	▲ 540	▲ 270	0	0	0	▲ 1,710	▲ 6.0%

※7割軽減世帯に該当

■Bパターン(70歳夫婦2人 夫 年金収入のみ 妻年金収入のみ)

年度	年金収入 家族所得	医療分			後期支援分			介護分			合計	増減率
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		
29	夫 180万円 妻 80万円	62,100			19,500			0			81,600	
		25,650	24,900	11,550	8,100	7,800	3,600	0	0	0		
	所得60万円	(60万円-33万円)*0.095	24,900*2*0.5	23,100*1*0.5	(60万円-33万円)*0.030	7,800*2*0.5	7,200*1*0.5	0	0	0		
30	夫 180万円 妻 80万円	57,900			16,800			0			74,700	
		22,950	24,000	10,950	6,750	6,900	3,150	0	0	0		
	所得60万円	(60万円-33万円)*0.085	24,000*2*0.5	21,900*1*0.5	(60万円-33万円)*0.025	6,900*2*0.5	6,300*1*0.5	0	0	0		
差額		▲ 2,700	▲ 900	▲ 600	▲ 1,350	▲ 900	▲ 450	0	0	0	▲ 6,900	▲ 8.5%
29	夫 200万円 妻 80万円	81,100			25,500			0			106,600	
		44,650	24,900	11,550	14,100	7,800	3,600	0	0	0		
	所得80万円	(80万円-33万円)*0.095	24,900*2*0.5	23,100*1*0.5	(80万円-33万円)*0.030	7,800*2*0.5	7,200*1*0.5	0	0	0		
30	夫 200万円 妻 80万円	74,900			21,800			0			96,700	
		39,950	24,000	10,950	11,750	6,900	3,150	0	0	0		
	所得80万円	(80万円-33万円)*0.085	24,000*2*0.5	21,900*1*0.5	(80万円-33万円)*0.025	6,900*2*0.5	6,300*1*0.5	0	0	0		
差額		▲ 4,700	▲ 900	▲ 600	▲ 2,350	▲ 900	▲ 450	0	0	0	▲ 9,900	▲ 9.3%
29	夫 220万円 妻 80万円	100,100			31,500			0			131,600	
		63,650	24,900	11,550	20,100	7,800	3,600	0	0	0		
	所得100万円	(100万円-33万円)*0.095	24,900*2*0.5	23,100*1*0.5	(100万円-33万円)*0.030	7,800*2*0.5	7,200*1*0.5	0	0	0		
30	夫 220万円 妻 80万円	91,900			26,800			0			118,700	
		56,950	24,000	10,950	16,750	6,900	3,150	0	0	0		
	所得100万円	(100万円-33万円)*0.085	24,000*2*0.5	21,900*1*0.5	(100万円-33万円)*0.025	6,900*2*0.5	6,300*1*0.5	0	0	0		
差額		▲ 6,700	▲ 900	▲ 600	▲ 3,350	▲ 900	▲ 450	0	0	0	▲ 12,900	▲ 9.8%
29	夫 230万円 妻 80万円	131,470			41,340			0			172,810	
		73,150	39,840	18,480	23,100	12,480	5,760	0	0	0		
	所得110万円	(110万円-33万円)*0.095	24,900*2*0.8	23,100*1*0.8	(110万円-33万円)*0.030	7,800*2*0.8	7,200*1*0.8	0	0	0		
30	夫 230万円 妻 80万円	121,370			35,330			0			156,700	
		65,450	38,400	17,520	19,250	11,040	5,040	0	0	0		
	所得110万円	(110万円-33万円)*0.085	24,000*2*0.8	21,900*1*0.8	(110万円-33万円)*0.025	6,900*2*0.8	6,300*1*0.8	0	0	0		
差額		▲ 7,700	▲ 1,440	▲ 960	▲ 3,850	▲ 1,440	▲ 720	0	0	0	▲ 16,110	▲ 9.3%

■Cパターン(45歳夫婦2人 子供2人(8歳・11歳) 夫自営業 妻無職)

年度	家族所得	医療分			後期支援分			介護分			合計	増減率
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		
29	200万円	256,810			80,820			67,860			405,490	
		158,650	79,680	18,480	50,100	24,960	5,760	50,100	13,440	4,320		
		(200万円-33万円)*0.095	24,900*4*0.8	23,100*1*0.8	(200万円-33万円)*0.030	7,800*4*0.8	7,200*1*0.8	(200万円-33万円)*0.030	8,400*2*0.8	5,400*1*0.8		
30	200万円	236,270			68,870			46,840			351,980	
		141,950	76,800	17,520	41,750	22,080	5,040	33,400	10,080	3,360		
		(200万円-33万円)*0.085	24,000*4*0.8	21,900*1*0.8	(200万円-33万円)*0.025	6,900*4*0.8	6,300*1*0.8	(200万円-33万円)*0.020	6,300*2*0.8	4,200*1*0.8		
差額		▲ 16,700	▲ 2,880	▲ 960	▲ 8,350	▲ 2,880	▲ 720	▲ 16,700	▲ 3,360	▲ 960	▲ 53,510	▲ 13.2%
29	300万円	376,350			118,500			102,300			597,150	
		253,650	99,600	23,100	80,100	31,200	7,200	80,100	16,800	5,400		
		(300万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(300万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	(300万円-33万円)*0.030	8,400*2	5,400*1		
30	300万円	344,850			100,650			70,200			515,700	
		226,950	96,000	21,900	66,750	27,600	6,300	53,400	12,600	4,200		
		(300万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(300万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	(300万円-33万円)*0.020	6,300*2	4,200*1		
差額		▲ 26,700	▲ 3,600	▲ 1,200	▲ 13,350	▲ 3,600	▲ 900	▲ 26,700	▲ 4,200	▲ 1,200	▲ 81,450	▲ 13.6%
29	400万円	471,350			148,500			132,300			752,150	
		348,650	99,600	23,100	110,100	31,200	7,200	110,100	16,800	5,400		
		(400万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(400万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	(400万円-33万円)*0.030	8,400*2	5,400*1		
30	400万円	429,850			125,650			90,200			645,700	
		311,950	96,000	21,900	91,750	27,600	6,300	73,400	12,600	4,200		
		(400万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(400万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	(400万円-33万円)*0.020	6,300*2	4,200*1		
差額		▲ 36,700	▲ 3,600	▲ 1,200	▲ 18,350	▲ 3,600	▲ 900	▲ 36,700	▲ 4,200	▲ 1,200	▲ 106,450	▲ 14.2%
29	500万円	540,000			178,500			160,000			878,500	
		443,650	99,600	23,100	140,100	31,200	7,200	140,100	16,800	5,400		
		(500万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(500万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	(500万円-33万円)*0.030	8,400*2	5,400*1		
30	500万円	514,850			150,650			110,200			775,700	
		396,950	96,000	21,900	116,750	27,600	6,300	93,400	12,600	4,200		
		(500万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(500万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	(500万円-33万円)*0.020	6,300*2	4,200*1		
差額		▲ 25,150			▲ 27,850			▲ 49,800			▲ 102,800	▲ 11.7%

■Dパターン(30歳夫婦2人 子供2人(5歳・8歳) 夫自営業 妻無職)

年度	家族所得	医療分			後期支援分			介護分			合計	増減率
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		
29	200万円	256,810			80,820			0			337,630	
		158,650	79,680	18,480	50,100	24,960	5,760	0	0	0		
		(200万円-33万円)*0.095	24,900*4*0.8	23,100*1*0.8	(200万円-33万円)*0.030	7,800*4*0.8	7,200*1*0.8	0	0	0		
30	200万円	236,270			68,870			0			305,140	
		141,950	76,800	17,520	41,750	22,080	5,040	0	0	0		
		(200万円-33万円)*0.085	24,000*4*0.8	21,900*1*0.8	(200万円-33万円)*0.025	6,900*4*0.8	6,300*1*0.8	0	0	0		
差額		▲ 16,700	▲ 2,880	▲ 960	▲ 8,350	▲ 2,880	▲ 720	0	0	0	▲ 32,490	▲ 9.6%
29	300万円	376,350			118,500			0			494,850	
		253,650	99,600	23,100	80,100	31,200	7,200	0	0	0		
		(300万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(300万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	0	0	0		
30	300万円	344,850			100,650			0			445,500	
		226,950	96,000	21,900	66,750	27,600	6,300	0	0	0		
		(300万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(300万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	0	0	0		
差額		▲ 26,700	▲ 3,600	▲ 1,200	▲ 13,350	▲ 3,600	▲ 900	0	0	0	▲ 49,350	▲ 10.0%
29	400万円	471,350			148,500			0			619,850	
		348,650	99,600	23,100	110,100	31,200	7,200	0	0	0		
		(400万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(400万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	0	0	0		
30	400万円	429,850			125,650			0			555,500	
		311,950	96,000	21,900	91,750	27,600	6,300	0	0	0		
		(400万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(400万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	0	0	0		
差額		▲ 36,700	▲ 3,600	▲ 1,200	▲ 18,350	▲ 3,600	▲ 900	0	0	0	▲ 64,350	▲ 10.4%
29	500万円	540,000			178,500			0			718,500	
		443,650	99,600	23,100	140,100	31,200	7,200	0	0	0		
		(500万円-33万円)*0.095	24,900*4	23,100*1	(500万円-33万円)*0.030	7,800*4	7,200*1	0	0	0		
30	500万円	514,850			150,650			0			665,500	
		396,950	96,000	21,900	116,750	27,600	6,300	0	0	0		
		(500万円-33万円)*0.085	24,000*4	21,900*1	(500万円-33万円)*0.025	6,900*4	6,300*1	0	0	0		
差額		▲ 25,150			▲ 27,850			0	0	0	▲ 53,000	▲ 7.4%

平成29年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30.2月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H29予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	191.3人	183.0人	185.0人	98.9%
	外来1日平均	408.1人	408.1人	410.0人	99.5%
	入院患者数	5,355人	61,126人	67,525人	90.5%
	外来患者数	7,754人	90,998人	100,040人	91.0%
病 床 稼 働 率		89.0%	85.1%	86.0%	
平 均 在 院 日 数		15.4日	14.6日		
医 業 収 益 <small>(入院収益、外来収益のみ)</small>	入 院	195,889千円	2,216,548千円	2,478,075千円	89.4%
	外 来	77,937千円	865,697千円	950,272千円	91.1%
	計 (A)	273,826千円	3,082,245千円	3,428,347千円	89.9%
医 業 費 用	職員給与費	147,273千円	1,798,971千円	2,190,211千円	82.1%
	材 料 費	56,463千円	672,372千円	763,502千円	88.1%
	経費ほか	49,626千円	592,552千円	684,994千円	86.5%
	減価償却費等	43,461千円	478,056千円	521,527千円	91.7%
	計 (B)	296,823千円	3,541,951千円	4,160,234千円	85.1%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	92.3%	87.0%	82.4%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成29年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30. 3月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H29予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	172.4人	182.1人	185.0人	98.4%
	外来1日平均	407.4人	408.0人	410.0人	99.5%
	入院患者数	5,345人	66,471人	67,525人	98.4%
	外来患者数	8,556人	99,554人	100,040人	99.5%
病 床 稼 働 率		80.2%	84.7%	86.0%	
平 均 在 院 日 数		13.2日	14.5日		
医 業 収 益 (入院収益、外来収益のみ)	入 院	201,196千円	2,417,744千円	2,478,075千円	97.6%
	外 来	88,700千円	954,397千円	950,272千円	100.4%
	計 (A)	289,896千円	3,372,141千円	3,428,347千円	98.4%
医 業 費 用	職員給与費	381,351千円	2,180,322千円	2,190,211千円	99.5%
	材 料 費	67,300千円	739,672千円	763,502千円	96.9%
	経費ほか	70,745千円	663,297千円	684,994千円	96.8%
	減価償却費等	43,461千円	521,517千円	521,527千円	100.0%
	計 (B)	562,857千円	4,104,808千円	4,160,234千円	98.7%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	51.5%	82.2%	82.4%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成30年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30.4月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H30予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	163.0人	163.6人	186.0人	88.0%
	外来1日平均	409.7人	409.7人	411.0人	99.7%
	入院患者数	4,909人	4,909人	67,890人	7.2%
	外来患者数	8,194人	8,194人	100,284人	8.2%
病 床 稼 働 率		76.1%	76.1%	86.5%	
平 均 在 院 日 数		14.4日	14.4日		
医 業 収 益 <small>(入院収益、外来収益のみ)</small>	入 院	175,559千円	175,559千円	2,525,414千円	7.0%
	外 来	80,316千円	80,316千円	962,617千円	8.3%
	計 (A)	255,875千円	255,875千円	3,488,031千円	7.3%
医 業 費 用	職員給与費	109,144千円	109,144千円	2,233,857千円	4.9%
	材 料 費	66,644千円	66,644千円	728,124千円	9.2%
	経費ほか	55,732千円	55,732千円	690,669千円	8.1%
	減価償却費等	43,702千円	43,702千円	524,418千円	8.3%
	計 (B)	275,222千円	275,222千円	4,177,068千円	6.6%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	93.0%	93.0%	83.5%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成29年度資金繰表

山陽小野田市病院事業会計

(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
収入	過年度未収金	242,691	255,648	9,227	11,663	223	144	294	671	171	114	140	74	521,060	
	医業収益	39,654	57,575	287,019	305,026	311,196	318,954	313,506	296,861	294,737	318,710	290,356	306,089	3,139,683	
	医業外収益	769	1,589	1,662	1,638	1,649	1,786	1,573	1,835	1,983	1,775	5,260	1,736	23,255	
	他会計繰入金		330,454								122,589		▲ 500	452,543	
	預り金	28,893	29,405	70,810	29,339	28,587	30,185	29,659	28,955	71,742	29,479	31,418	34,182	442,654	
	企業債													93,600	93,600
	寄附金														
	その他	761	1,197	1,336	1,208	1,882	1,392	1,629	1,324	2,028	2,218	1,359	1,471	17,805	
	前月繰越金	95,599	76,836	32,451	57,532	83,711	265,660	79,710	77,105	46,657	39,746	166,597	224,080	1,245,684	
	特別利益									83				350,000	350,083
合計(A)	408,367	752,704	402,505	406,406	427,248	618,121	426,371	406,751	417,401	514,631	495,130	1,010,732	6,286,367		
支出	過年度未払金	163,920	2,281											166,201	
	人件費	130,584	136,352	322,739	141,609	141,660	161,621	143,569	139,542	337,415	143,779	147,273	145,101	2,091,244	
	物件費	10,493	148,758	114,024	131,147	135,824	133,034	136,613	119,652	122,345	141,454	103,350	119,069	1,415,763	
	建設改良費				2,400	397	720							11,302	14,819
	支払利息			1,157			28,077			775				29,218	59,227
	企業債等償還金						185,119							185,347	370,466
	長期借入金償還金													87,660	87,660
	預り金	25,485	31,099	51,469	46,349	32,449	27,289	34,640	29,578	58,802	41,783	29,671	29,333	437,947	
	その他	941	1,671	4,820	1,190	1,258	2,551	4,443	1,322	8,318	1,013	720	5,148	33,395	
	特別損失	108	92	764				1			5	36	829	1,835	
合計(B)	331,531	320,253	494,973	322,695	311,588	538,411	319,266	290,094	527,655	328,034	281,050	613,007	4,678,557		
差引(A-B)	76,836	432,451	▲ 92,468	83,711	115,660	79,710	107,105	116,657	▲ 110,254	186,597	214,080	397,725			
一時借入	借入額		10,000	150,000		300,000	190,000	190,000	150,000	310,000	240,000	300,000		1,840,000	
	返済額		410,000			150,000	190,000	220,000	220,000	160,000	260,000	290,000	340,000	2,240,000	
	合計(C)		▲ 400,000	150,000		150,000		▲ 30,000	▲ 70,000	150,000	▲ 20,000	10,000	▲ 340,000	▲ 400,000	
	一時借入金残高	400,000		150,000	150,000	300,000	300,000	270,000	200,000	350,000	330,000	340,000			
月末残高(A-B+C)	76,836	32,451	57,532	83,711	265,660	79,710	77,105	46,657	39,746	166,597	224,080	57,725			
月間収支(※)	▲ 18,763	355,615	▲ 124,919	26,179	31,949	▲ 185,950	27,395	39,552	▲ 156,911	146,851	47,483	173,645			

※ 月間収支とは、前月繰越金を除いた純粋な月内の収支をいい、「(A)-(B)-前月繰越金」で算出します。

平成30年度資金繰表

山陽小野田市病院事業会計
(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
収 入	過年度未収金	271,256												271,256	
	医業収益	45,644												45,644	
	医業外収益	554												554	
	他会計繰入金	155,683												155,683	
	預り金	31,819												31,819	
	企業債														
	寄附金														
	その他	762													762
	前月繰越金	57,725													57,725
	特別利益														
合計(A)	563,443													563,443	
支 出	過年度未払金	267,991												267,991	
	人件費	163,734												163,734	
	物件費	13,558												13,558	
	建設改良費														
	支払利息														
	企業債等償還金														
	長期借入金償還金														
	預り金	29,658													29,658
	その他	1,437													1,437
	特別損失	87													87
合計(B)	476,465													476,465	
差引(A-B)	86,978														
一 時 借 入	借入額														
	返済額														
	合計(C)														
	一時借入金残高														
月末残高(A-B+C)	86,978														
月間収支(※)	29,253														

※ 月間収支とは、前月繰越金を除いた純粋な月内の収支をいい、「(A)-(B)-前月繰越金」で算出します。

山陽小野田市民病院経営会議概要 【平成30年4・5月開催分】

開催状況	4月3日、4月17日、5月1日、5月15日
出席者	病院事業管理者、顧問、院長、副院長、診療部長、看護部長、医療技術部長、副看護部長、腎・透析センター長、事務部長、医事課長、総務課長、市健康増進課長
主な協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の病床稼働率の報告と傾向分析 ・経営基本分析・診療状況分析レポートの報告 ・眼科手術開始に向けた準備について ・市民病院のPRについて ・医事業務委託の公募について ・今後の経営会議の進め方について
その他報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATの指定について ・透析件数、外来化学療法件数の状況について ・各月における診療収益の状況について ・在宅療養後方支援の状況について ・看護の日記念行事について

平成30年第2回（6月）山陽小野田市議会定例会

陳情・要望書配布表

受 理 年 月 日	件 名	要望の主旨	要望者の住所及び氏名	調査委員会
平成30年 2月19日	障害者の暮らしの場の充実 を求める意見書採択のお願い	別添陳情・要望 書写しのとおり	東京都新宿区大久保1-1-2 富士一ビル 4F 障害者の生活と権利を守る全国連絡 協議会 会長 中内 福茂	民生福祉常任委員会

議長が受理した陳情・要望書の写しを配布します。

各市区町村議会 議長殿

障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い

拝啓、日々障害者施策を前進していただき、心から御礼申し上げます。

政務でご多忙の中、突然の手紙、大変失礼いたします。私どもは、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会という障害者と家族の団体でございます。当会は1967年に結成し、障害者の「生きる権利」「学ぶ権利」「働く権利」「政治参加の権利」の実現を通して、障害があっても障害のない人たちと同じような暮らしをできる社会をつくるための取組を行ってまいりました。

皆様のご理解とご協力のおかげで、当会は、昨年度結成50周年を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

また、皆様のご尽力により、当団体の結成時と比べ、現在の障害者施策ははるかに拡充してまいりました。さらに、2014年2月には、日本も障害者権利条約の締約国となりました。私どもはこの条約に基づいて、障害者・家族等が安心して暮らしていくことのできる社会保障・社会福祉が今以上に拡充されることを心から望んでおります。

しかし、現在、重度障害等により一人一人のニーズに応じた支援を必要とする人たちを受け入れることのできる入所施設やグループホームは未だに十分とは言えず、家族介護に依存せざるを得ないのが実態です。こうした中、障害者の親も高齢化し、障老介護／老障介護等の問題が深刻化してきています。

障害者権利条約が求める、本人が望む暮らしを実現するためにも、入所施設も含めた様々な暮らしの場の選択肢を確保すること、そのための社会基盤の整備が重要だと私どもは考えます。当会が実施した調査結果からも、これは一人暮らしが困難な重度障害者と親たちの心からの願いであることが明らかになりました（別添の資料参照）。そこで、現在、当会は全ての自治体に暮らしの場の整備の意見書を国にあげていただくための取組を実施しております。

各自治体議会の議員の皆様にもこうした現状をご理解いただき、別紙1の「家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)」を採択していただき、国に要望していただけると幸甚に存じます。

なお、各自治体より意見書の要請に係る方法・提出書面の書式等が異なっていることは承知しております。貴自治体さまの取り扱い方法（陳情または要請）と形式でご対応いただけると幸いです。その際、不備等ございましたら、ご一報ください。また、別紙2等を活用して、結果をお知らせさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

敬具

2018年2月16日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 会長 中内 福茂
〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F
TEL. 03-3207-5621/FAX. 03-3207-5638

メール：shozenkyo@shogaisha.jp



家族介護はもう限界です！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2016年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇議会

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官

平成30年第2回（6月）山陽小野田市議会定例会

陳情・要望書配布表

受 理 年 月 日	件 名	要望の主旨	要望者の住所及び氏名	調査委員会
平成30年 6月5日	臓器移植の環境整備を求め る意見書の採択を求める陳 情書	別添陳情・要望 書写しのとおり	兵庫県伊丹市北伊丹1-75 移植ツーリズムを考える会 理事 井田 敏美	民生福祉常任委員会

議長が受理した陳情・要望書の写しを配布します。

平成 30 年 5 月 31 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 殿

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

移植ツーリズムを考える会

理事 井田 敏美

〒664-0831兵庫県伊丹市北伊丹1-75

090-5158-9033

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年10月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で646人、肺で339人、肝臓で331人、腎臓で12,526人、膵臓で211人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。貴議会から国へ、臓器移植の環境整備を求める意見書を提出してください。



臓器移植の環境整備を求める意見書（案）

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年11月30日時点における臓器移植希望者数が、心臓で653人、肺で337人、肝臓で336人、腎臓で12,546人、膵臓で213人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア
これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・ 介護保険に関すること。 ・ 在宅介護者支援に関すること。 ・ 保健衛生に関すること。 ・ 保育所に関すること。 ・ 病院経営に関すること。 ・ 地域医療に関すること。 ・ 在宅医療介護連携に関すること。 ・ 人権・男女共同参画に関すること。 ・ 火葬場整備事業に関すること。 ・ 空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・ 子育て支援に関すること。 ・ 障害者・高齢者福祉に関すること。 	平成30年 9月定例会 前日まで継 続して閉会 中調査する。